佐賀県告示第二百六十六号

改正する。 する徴収金基準 児童福 祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第一 (昭和六十三年佐賀県告示第四百四十号) の 一部を次のように 項に 規定

平成二十二年七月三十日

# 佐賀県知事 古 川

康

特定出 後の 備 考 7 場合 以 イサ 「質 に ω 生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について(平成18年4月 庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金について [[ 紦 祭の 「0223004号通知の」 厚生労働事務次官通知)( 以下 「1218002 号通知 」 という。)」の別表 4 「0223004号通知」という。)」の別表 6 Ш 19 表 બ 国庫 を 頃並びに第2 Ø 及び」を「はびに」に改め、 7及び」に、 発第 0403002 ) 寄附金 産事故に係る事故が発生した場合において、 を の の 仄 の次に「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第 2 削り、 スを利用 備考2中 負担金に (1)回 4 の 23 に服 祭の イ中 日厚生労働省発障第 0223004 号厚生労働事務次官通知 ) (以下 同表の備考中 ى ق ن している場合」  $\neg$ ところ 項第1号、 同表の備考3の 19 **9** 舥 巾 驇 を「1218002 冒 314 条の 及び第 生光 5 (平成19年 第1頃」に改め、 を 働省社会 紦 10を11とし、 \_ ω 7 2 澏 同表の備考3の 巾 第1項第 巾 を加え、 号通知の」に改め、「「社会福祉法人等に (1)(医学的管理の下におけ (同項第 (地方税法第314条の7第1項第 中 12 ・援護局 产組 \_\_ 田 「障害児施設措置費 加一 <del>1</del>8 78 を 9を10とし、 2号に規 同表の備考6中「 日厚生労働省 条第2 瞢 及び第2 (2) 「障害児施設措置費(給付費 害保健福祉部長通知)」 出生者の養育 卍 頂第 બ 第 41 条の 19 頃並びに Ю 8を9とし、 5 1加」を 対出る 発障第 1218002 寄附金に限 条第7頃の児童デ (給付費等 支給され ſΊ  $\overline{\Gamma}$ 瘊 を 7110 9 る経済的  $\neg$ 2号に規 徭 。 別 ている ω 同表の 紦 適田 78 船上 に S P 314  $\mathbb{H}$ 

額として支払われる額を除く。」に、「350,000 円」を「390,000 円」 提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当 が締結されており、かつ、 険契約(出生 同表の備考中7を8とし、 負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保 者等に対し、 総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。) 特定出産事故に関する情報の収集、 6の次に次のように加える。 整理、 に改め、 分析及び

設に入所している児童が児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設 へ通所する場合の通所に係る徴収金基準月額は 0 円とす 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施

表三を次のように改める。

2

療育の給付徴収金基準額表

表 3

階層区	世帯の階層(細)区分		療育の給付		
分			徴収基準月額(円)	加算基準月額(円)	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	D 1	4,500	450
		所得割の額のある世帯	D 2	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D 1	6,900	690
		2,401~4,800円	D 2	7,600	760
		4,801~8,400円	D 3	8,500	850
		8,401~12,000円	D 4	9,400	940
		12,001~16,200円	D 5	11,000	1,100
		16,201~21,000円	D 6	12,500	1,250
		21,001~46,200円	D 7	16,200	1,620
		46,201~60,000円	D 8	18,700	1,870
		60,001~78,000円	D 9	23,100	2,310
		78,001~100,500円	D 10	27,500	2,750
		100,501~190,000円	D 11	35,700	3,570
		190,001~299,500円	D 12	44,000	4,400
		299,501~831,900円	D 13	52,300	5,230
		831,901~1,467,000円	D 14	80,700	8,070
		1,467,001~1,632,000円	D 15	85,000	8,500
		1,632,001~2,302,900円	D 16	102,900	10,290
		2,302,901~3,117,000円	D 17	122,500	12,250
		3,117,001~4,173,000円	D 18	143,800	14,380
		4,173,001円以上	D 19	全額	左の徴収基準月額 の10%。ただし、 その額が17,120円 に満たない場合は 17,120円

# 備考

- 1 徴収月額の決定の特例
  - ア A階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時に上表の徴収金基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 入院又は通院期間が、1箇月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、 さらに日割計算によつて決定する。

## その月の入院(通院)期間

基準月額×-

### その月の実日数

- ウ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- エ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、 扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 2 世帯階層区分の認定
- (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

- (2) 認定の基礎となる用語の定義
  - ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであつて、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。
  - イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。
  - ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額(所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(同項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税(所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。

まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除をいう。以下同じ。)の有無をもつて認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度における上表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 上表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、県が徴 収する額は、県が支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた額を超えないものである。

# 4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があつた場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

。 ) ) 回河 に徭 場合」」に改め、「当該年度」の次に「(7月1日から翌年の6月30 金に限る。)及び第3号(同項第2号に規定する寄附金に限る。)」 「及び」を「掛びに」に改め、 表四の備考1中「市町村民税が非課税の場合」を「「市町村民税が非課税の 第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」や 云べ、「及び第 41 条の 19 の 3 第 1 や「並びに第41条の19の5第1項」 2 項第1号、 を加え、 同表の備考2の 第2号(地方税法第314条の7 同表の備考2の ①中「所得税法」の次に「第78条第1項並び に改める。 (2) 中 第1項第 継 41 2 祭の 号に規定 2 \_ 日までをい を加え、 ज の次に あき 巻野